

お知らせ

記者発表資料

平成31年2月21日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は工事関係者事故を発生させた下記業者について指名停止の措置を行いました

1. 指名停止措置業者名及び住所

有限会社吉川工務店 島根県仁多郡奥出雲町下横田54-21

2. 指名停止措置期間

平成31年2月21日 ～ 平成31年3月6日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者が施工した島根県雲南県土整備事務所発注「平ノ原谷川防災安全交付金（通常砂防）工事」において、平成30年7月9日、バケット部分にコンクリートホッパーを設置したドラグ・ショベルでコンクリートを打設する作業を同社の作業員に行わせた際、機械が転倒し、別の同社作業員が転倒した機械とコンクリート構造物との間に身体を挟まれ、死亡する事故が発生した。

当該業者とその現場代理人は、機械を配置した場所は地盤が弱い路肩であった上、数日間続いた降雨の影響があったにも関わらず、機械の転倒及び転落を防止するための必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反の容疑により平成30年12月27日付けで雲南区検察から略式起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1＞

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に <u>死亡者</u> 又は負傷者を生じさせた場合において、 <u>当該事故が重大</u> であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上2ヵ月以内</u>



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

<問い合わせ先>

中国地方整備局 0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1 (代表番号) : 平日・昼間
0 8 2 - 5 1 1 - 6 0 6 4 (直 通) : 平日・昼間

総務部 契約課長 かわい たかし (内線 2 5 1 1)
河合 高志

◎総務部 契約課長補佐 さとう ひろかず
佐藤 博和 (内線 2 5 1 4)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 いわた やすひさ
岩下 恭久 (内線 2 1 1 7)

企画部 環境調整官 いのうえ かずひさ
井上 和久 (内線 3 1 1 4)